

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年<sup>内閣府、総務省、農林水産省、令第一号</sup>  
<sup>経産省、国土交通省、厚生労働省、法務省、</sup>  
<sup>財務省、</sup>  
<sup>産業省、</sup>

改正案	現行
<p>（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引）</p> <p>第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第七条第一項第一号ホ、ヘ又はチに掲げる取引のうち、保険契約（同号トに規定する保険契約をいう。以下同じ。）又は共済に係る契約（同号へに規定する共済に係る契約をいう。以下同じ。）であつて次に掲げるものに係るもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 満期保険金等の定めがあるものうち、当該保険契約又は共済に係る契約に基づき払い込まれる保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百二十七条の二第三項第九号又は第二百三十四条の二十一の二第一項第七号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む。）又は共済掛金（既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を含む。）の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの（</p>	<p>（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引）</p> <p>第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第七条第一項第一号ホ、ヘ又はチに掲げる取引のうち、保険契約（同号トに規定する保険契約をいう。以下同じ。）又は共済に係る契約（同号へに規定する共済に係る契約をいう。以下同じ。）であつて次に掲げるものに係るもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 満期保険金等の定めがあるものうち、当該保険契約又は共済に係る契約に基づき払い込まれる保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条第一項第四号（同令第一百六十条において準用する場合を含む。）に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む。）又は共済掛金（既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を含む。）の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの（同令</p>

同令第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（同令第八十三条第一号ロ及びびニに掲げるものを除く。）、同令第五百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約並びに特別の勘定に属するものとして経理される財産の価額により共済金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約その他これに準ずる共済に係る契約を除く。）

2  
三十三（略）  
（略）

第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（同令第八十三条第一号ロ及びびニに掲げるものを除く。）、同令第五百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約並びに特別の勘定に属するものとして経理される財産の価額により共済金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約その他これに準ずる共済に係る契約を除く。）

2  
三十三（略）  
（略）